

事 務 連 絡  
令和 5 年 11 月 13 日

各都道府県衛生主管（部）局 御中

厚生労働省医政局医事課  
医師等医療従事者働き方改革推進室

### 令和 5 年度第 3 回 C-2 水準関連審査について

平素より厚生労働行政の推進にご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

厚生労働省では、特定高度技能研修機関（C-2 水準医療機関）の指定に係る、C-2 水準関連審査の申請を受け付けております。令和 5 年度においては、C-2 水準関連審査を行う委員会を計 3 回実施予定であり、第 2 回委員会が先日終了いたしました。

第 3 回委員会は、令和 6 年 1 月 10 日（水）までの申請を対象とした審査を実施し、結果は同年 3 月頃に申請者へ通知予定ですが、令和 5 年度中に行う C-2 水準関連審査は、今回の第 3 回委員会を持って終了とする予定です。各都道府県衛生主管部局におかれましては、令和 6 年度早期までに C-2 水準の指定を希望する医療機関もしくは C-2 水準の適用を希望する医師のいる医療機関において、該当医師が必要な審査を受けていない場合、遺漏無く令和 6 年 1 月 10 日（水）までの審査申請を促していただくよう、ご対応いただければ幸いです。

なお、C-2 水準関連審査では、特定分野における高度な技能の修得のための研修を効率的に行う能力を有する病院又は診療所であることを確認するための医療機関の審査（以下「教育研修環境の審査」という。）と、特定分野における高度な技能の修得のための研修を受けることが適当である医師であることを確認するための審査（以下「技能研修計画の審査」という。）を実施しています。その中で、令和 4 年度の教育研修環境の審査において、技能研修計画の審査申請が同時に行われていない医療機関については、その教育研修環境の適格性の確認が困難との指摘がございました。当該指摘を踏まえまして、教育研修環境の審査申請を予定されている管下医療機関に対し、技能研修計画の審査申請も、併せて提出していただくよう、周知をお願いいたします。

#### <医師の働き方改革 C 2 審査・申請ナビ>

ホームページの「C-2 水準を申請する」より申請手続きが可能です。

<https://c2-shinsasoshiki.mhlw.go.jp/>

#### <照会先>

厚生労働省医政局医事課  
医師等医療従事者働き方改革推進室  
連絡先：坂井（内線 4198）  
代表 03-5253-1111  
直通 03-3595-2232  
E-mail: hatarakikata01@mhlw.go.jp